

特許法条約に基づく規則 (特許庁仮訳)

目次

第一規則	略称
第二規則	第五条に規定する出願日に関する細目
第三規則	第六条(1)から(3)までに規定する出願に関する細目
第四規則	第六条(5)及び第二規則(4)に規定する先の出願又は第二規則(5)(b)に定める先にされた出願の入手の可能性
第五規則	第六条(6)、第八条(4)(c)、第七規則(4)、第十五規則(4)、第十六規則(6)、第十七規則(6)及び第十八規則(4)に規定する証拠
第六規則	第六条(7)及び(8)に規定する出願に関する期間
第七規則	第七条に規定する代理に関する細目

- 第八規則 第八条(1)に規定する書類の提出
- 第九規則 第八条(4)に規定する署名に関する細目
- 第十規則 第八条(5)、(6)及び(8)の規定に基づき表示する事項に関する細目
- 第十一規則 第八条(7)及び(8)に規定する書類に関する期間
- 第十二規則 第十一条に規定する期間に関する救済に関する細目
- 第十三規則 第十二条に規定する相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復に関する細目
- 第十四規則 第十三条に規定する優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復に関する細目
- 第十五規則 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請
- 第十六規則 出願人又は権利者の変更を記録するための申請
- 第十七規則 実施権又は担保権を記録するための申請
- 第十八規則 誤りの訂正の申請
- 第十九規則 出願番号によらずに出願を特定する方法

第二十規則 モデル国際様式の作成

第二十一規則 第十四条(3)に規定する全会一致の要件

第一規則 略称

- (1) 「条約」及び「条」
 - (a) この規則において「条約」とは、特許法条約をいう。
 - (b) この規則において「条」とは、条約の当該条をいう。
- (2) 「条約において定義される略称」

条約の適用上第一条において定義される略称は、この規則の適用上同一の意味を有する。

第二規則 第五条に規定する出願日に関する細目

- (1) 「第五条(3)及び(4)(b)に規定する期間」

第五条(3)及び(4)(b)に規定する期間は、(2)の規定に従うことを条件として、第五条(3)に規定する通知の日から二箇月以上とする。
- (2) 「第五条(4)(b)に規定する期間の例外」

第五条(4)(b)に規定する期間は、官庁が出願人に連絡することを可能とする表示が提出されなかったという理由で同条(3)に規定する通知が行われなかった場合には、同条(1)(a)に規定する要素のうち一又は二

以上のものを当該官庁が最初に受理した日から二箇月以上とする。

(3) 「第五条(6)(a)及び(b)に規定する期間」

第五条(6)(a)及び(b)に規定する期間は、次のとおりとする。

- (i) 第五条(5)に規定する通知が行われた場合には、その通知の日から二箇月以上
- (ii) 通知が行われなかった場合には、同条(1)(a)に規定する要素のうち一又は二以上のものを官庁が最初に受理した日から二箇月以上

(4) 「第五条(6)(b)に規定する要件」

締約国は、第四規則(3)の規定に従うことを条件として、第五条(6)(b)の規定に基づき出願日を決定するに当たり、次のことを要求することができる。

- (i) (3)の規定に基づき適用する期間内に先の出願の写しを提出すること。
- (ii) 自国の官庁の求めに応じ、先の出願がされた官庁が正しいことを認証した当該先の出願の謄本及び先の出願の日付を、その求めの日から四箇月以上の期間又は第四規則(1)の規定に基づき適用する期間のうちいずれか早く満了する期間内に提出すること。

- (iii) 先の出願が自国の官庁が認める言語によらない場合には、先の出願の翻訳文を(3)の規定に基づき適用する期間内に提出すること。
 - (iv) 欠落している明細書の一部又は図面が、先の出願に完全に記載されていること。
 - (v) 第五条(1)(a)に規定する要素のうち一又は二以上のものを官庁が最初に受理した日に、出願に先の出願の内容を引用により含める旨の記載を前者の出願に表示すること。
 - (vi) 先の出願又は(iii)に規定する翻訳文のどこに欠落している明細書の一部又は図面が記載されているかに関する表示を、(3)の規定に基づき適用する期間内に提出すること。
- (5) 「第五条(7)(a)に規定する要件」
- (a) 出願日の設定のために、第五条(7)(a)に規定する先にされた出願の引用は、当該引用が明細書及び図面に代わることを表示する。また、当該引用は、当該先にされた出願の番号及びその出願がされた官庁を表示する。締約国は、当該引用に先にされた出願の出願日を表示するよう要求することができる。
 - (b) 締約国は、第四規則(3)の規定に従うことを条件として、次のことを要求することができる。

- (i) 先にされた出願の写し及び先にされた出願が自国の官庁が認める言語によらない場合には、当該先にされた出願の翻訳文を、当該官庁が、第五条(7)(a)に規定する引用を含む出願を受理した日から二箇月以上の期間内に当該官庁に提出すること。
 - (ii) 先にされた出願の認証謄本を、第五条(7)(a)に規定する引用を含む出願の受理の日から四箇月以上の期間内に自国の官庁に提出すること。
 - (c) 締約国は、第五条(7)(a)の規定に基づき引用する先にされた出願について、出願人又はその者の前権利者若しくは承継人により出願されたものであることを要求することができる。
 - (6) 「第五条(8)(ii)に定める例外」
第五条(8)(ii)に規定する種類の出願は、次のものとする。
 - (i) 分割出願
 - (ii) 継続出願又は一部継続出願
 - (iii) 先の出願に記載された発明に関する権利を有すると決定された新出願人による出願
- 第三規則 第六条(1)から(3)までに規定する出願に関する細目

- (1) 「第六条(1)(iii)に規定するその他の要件」
- (a) 締約国は、第二規則(6)(i)に規定する分割出願として取り扱われることを希望する出願人に次のことを表示するよう要求することができる。
- (i) 分割出願として取り扱われることを希望すること。
- (ii) 分割出願のもとの出願の番号及び出願日
- (b) 締約国は、第二規則(6)(iii)に規定する出願として取り扱われることを希望する出願人に次のことを表示するよう要求することができる。
- (i) 第二規則(6)(iii)に規定する出願として取り扱われることを希望すること。
- (ii) 先の出願の番号及び出願日
- (c) 締約国は、追加特許の出願として取り扱われることを希望する出願人に次のことを表示するよう要求することができる。
- (i) 追加特許の出願として取り扱われることを希望すること。
- (ii) 原出願の番号及び出願日

- (d) 締約国は、継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する出願人に次のことを表示するよう要求することができる。
 - (i) 継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望すること。
 - (ii) 先の出願の番号及び出願日
- (e) 政府間機関である締約国は、出願人に次のことを表示するよう要求することができる。
 - (i) 出願人が広域特許の取得を希望することの申立て
 - (ii) 発明の保護を求める当該政府間機関の構成国
- (2) 「第六条(2)(b)に規定する願書様式」
 - 締約国は、第六条(2)(a)に規定する内容について、次の様式による提出を認める。
 - (i) 願書様式。ただし、第二十規則(2)の規定に基づき変更を加えた特許協力条約の願書様式に合致する場合に限る。
 - (ii) 特許協力条約の願書様式。ただし、出願人が国内出願又は広域出願として取り扱われることを希望する旨の表示が添付され、(i)に規定する変更を取り込んだものとみなされる願書様式である場合

に限る。

(iii) 国内出願又は広域出願として取り扱われることを希望する旨を表示した特許協力条約の願書様式。ただし、そのような様式が特許協力条約に基づき利用可能となった場合に限る。

(3) 「第六条(3)の規定する要件」

締約国は、第六条(3)の規定に基づき、自国の官庁が認める言語でされた出願の発明の名称、特許請求の範囲及び要約についての他の自国の官庁が認める言語による翻訳文を要求することができる。

第四規則 第六条(5)及び第二規則(4)に規定する先の出願又は第二規則(5)(b)に規定する先にされた出願の入手の可能性

(1) 「第六条(5)に規定する先の出願の写し」

締約国は、(3)の規定に従うことを条件として、第六条(5)に規定する先の出願の写しを先の出願の出願日から十六箇月以上の期間内又は二以上の先の出願がある場合には最先のもの出願日から十六箇月以上の期間内に官庁に提出するよう要求することができる。

(2) 「認証」

締約国は、(3)の規定に従うことを条件として、先の出願がされた官庁が正しいことを認証した(1)に規定する写し及び先の出願の日付を要求することができる。

(3) 「先の出願又は先にされた出願の入手可能性」

いかなる締約国も、先の出願若しくは先にされた出願が自国の官庁にされた場合又は当該官庁が認める電子図書館から当該官庁が入手することができる場合には、(1)及び(2)並びに第二規則(4)に規定する先の出願の写し若しくは認証謄本又は出願日の認証、又は第二規則(5)(b)に規定する先にされた出願の写し又は認証謄本の提出を要求してはならない。

(4) 「翻訳文」

締約国は、先の出願が自国の官庁が認める言語によらない場合であつて、優先権の主張の有効性が特許を受けることができる発明であるか否かの決定に関係するときは、出願人に対し、当該官庁その他の権限のある当局からの求めにより、その求めの日から二箇月以上の期間内、かつ、(1)の規定に基づき適用する期間以上の期間内に(1)に規定する先の出願の翻訳文を提出するよう要求することができる。

第五規則 第六条(6)、第八条(4)(c)、第七規則(4)、第十五規則(4)、第十六規則(6)、第十七規則(6)及

び第十八規則(4)に規定する証拠

官庁が、第六条(6)、第八条(4)(c)、第七規則(4)、第十五規則(4)、第十六規則(6)、第十七規則(6)又は第十八規則(4)に規定する証拠を要求することを出願人、権利者その他の者に通知する場合には、事例に応じ、その通知に内容、表示若しくは署名の真実性又は翻訳文の正確性について疑う理由を明記する。

第六規則 第六条(7)及び(8)に規定する出願に関する期間

(1) 「第六条(7)及び(8)に規定する期間」

第六条(7)及び(8)に規定する期間は、(2)及び(3)の規定に従うことを条件として、第六条(7)に規定する通知の日から二箇月以上とする。

(2) 「第六条(8)に規定する期間の例外」

第六条(8)に規定する期間は、(3)の規定に従うことを条件として、官庁が出願人に連絡することを可能とする表示が提出されなかったという理由で第六条(7)に規定する通知が行われなかった場合には、第五条(1)(a)に規定する要素のうち一又は二以上のものを官庁が最初に受理した日から二箇月以上とする。

(3) 「第六条(7)及び(8)に規定する特許協力条約に定める出願の手数料の支払に関する期間」

締約国は、出願に関し、第六条(4)の規定に基づき支払うよう要求する料金が支払われない場合には、第六条(7)及び(8)の規定に基づき、特許協力条約において国際出願手数料に適用される支払（後払手数料を含む。）の期間と同じ支払の期間を適用することができる。

第七規則 第七条に規定する代理に関する細目

(1) 「第七条(2)(a)(iii)に規定するその他の手続」

第七条(2)(a)(iii)に規定する締約国が代理人を選任することを要求することができないその他の手続は、次のものの提出とする。

- (i) 第二規則(4)に規定する先の出願の写し
- (ii) 第二規則(5)(b)に規定する先にされた出願の写し

(2) 「第七条(3)に規定する代理人の選任」

(a) 締約国は、次の書類において、自国の官庁に代理人を選任することについて提出することを認める。

- (i) 出願人、権利者その他の関係する者が署名し及び代理人の氏名若しくは名称又は住所を明記した

別個の書類（以下「委任状」という。）

(ii) 出願人が署名した第六条(2)に規定する願書様式

(b) 代理人の選任は、一の者の二以上の出願若しくは特許に係るもの又は一の者の一又は二以上の出願及び一又は二以上の特許に係るものであつても、一の委任状で行うことができる。ただし、全ての関係する出願又は特許が当該委任状において表示されている場合に限る。委任状は、また、選任を行う者が表示したものを除くほか、当該者に係る既存の及び将来の出願又は特許に係るものであつても、一の委任状で行うことができる。官庁は、一の委任状が書面又は官庁が認める他の方法により提出される場合には、当該委任状に係る各出願及び特許について別個の写しをそれぞれ提出するよう要求することができる。

(3) 「委任状の翻訳文」

締約国は、委任状が自国の官庁が認める言語でされていない場合には、委任状に翻訳文を添付するよう要求することができる。

(4) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が(2)(a)に規定する書類において表示された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合に限り、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) 「第七条(5)及び(6)に規定する期間」

第七条(5)及び(6)に規定する期間は、(6)の規定に従うことを条件として、第七条(5)に規定する通知の日から二箇月以上とする。

(6) 「第七条(6)に規定する期間の例外」

第七条(6)に規定する期間は、官庁が出願人、権利者その他の関係する者に連絡することを可能とする表示が提出されなかったという理由で同条(5)に規定する通知が行われなかった場合には、同条(5)に規定する手続が開始された日から三箇月以上とする。

第八規則 第八条(1)に規定する書類の提出

(1) 「紙により提出される書類」

(a) 締約国は、第五条(1)及び第八条(1)(d)の規定に従うことを条件として、二千五年六月二日以後、紙による書類の提出を認めないこと又は継続して認めることができる。全ての締約国は、その日まで、紙

による書類の提出を認める。

(b) 締約国は、第八条(3)及びこの規則(1)(c)の規定に従うことを条件として、紙による書類の様式に関する要件を定めることができる。

(c) 締約国は、紙による書類の提出を認める場合には、特許協力条約に基づく要件に従った紙による書類の提出は認める。

(d) 締約国は、(a)の規定にかかわらず、書類の性質又は大きさにより、紙により受理又は処理することが実際的でないと認められる場合には、他の形式又は他の送付手段によりその書類を提出するよう要求することができる。

(2) 「電磁的形態又は電子的な送付手段によって提出される書類」

(a) 締約国が、特定の言語において電信、テレプリンター、ファクシミリその他これに類する手段を含む電磁的形態又は電子的な送付手段による自国の官庁に対する書類の提出を認め、かつ、当該言語における電磁的形態又は電子的な送付手段によって提出される書類に関し、特許協力条約に基づき当該締約国により適用される要件がある場合には、当該官庁は、それらの要件に従った当該言語における

電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める。

(b) 締約国は、自国の官庁に対する電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める場合には、関係法令に定める当該提出に関する要件を国際事務局に通告する。国際事務局は、第二十五条の規定に基づき作成するこの条約の正文及び公定訳文の言語により当該通告を公表する。

(c) 締約国は、(a)の規定により電信、テレプリンター、ファクシミリその他これに類する送付手段による書類の提出を認める場合には、当該送付手段により送付された書類の原本を、先の送付を特定する書簡を添付し、先の送付の日から一箇月以上の期間内に紙により自国の官庁に提出するよう要求することができる。

(3) 「紙により提出された書類の写しの電磁的形態又は電子的な送付手段による提出」

(a) 締約国が、自国の官庁が認める言語において紙により提出された書類の写しを電磁的形態又は電子的な送付手段により提出することを認め、かつ、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の写しの提出に関し、特許協力条約に基づき当該締約国により適用される要件がある場合には、当該官庁は、それらの要件に従った電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の写しの提出を認める。

(b) (2)(b)の規定は、紙により提出された書類の写しを電磁的形態又は電子的な送付手段により提出することについて準用する。

第九規則 第八条(4)に規定する署名に関する細目

(1) 「署名に付記する表示」

締約国は、自然人の署名に次の表示を付記するよう要求することができる。

- (i) 当該者の姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名の文字による表示
- (ii) 署名者の資格が書類から明らかでない場合には、当該資格の表示

(2) 「署名の日付」

締約国は、署名した日の日付を付記するよう要求することができる。付記することが要求されているにもかかわらず付記されていない場合には、署名したとみなされる日は、当該署名がされた書類を自国の官庁が受理した日付又は当該締約国が認めるときは当該官庁が受理した日より前の日とする。

(3) 「書面による書類の署名」

締約国の官庁に対して提出される書類が書面に記載されたものであり、かつ、署名が要求されている

場合には、当該締約国は、

- (i) (iii)の規定が適用される場合を除くほか、自筆の署名を認める。
 - (ii) 自筆の署名に代えて、印刷された署名、スタンプによって押印された署名その他の形式の署名の使用又は印影若しくはバーコードラベルの使用を認めることができる。
 - (iii) 書類に署名する自然人が自国民であり、かつ、その者の住所が自国の領域内にある場合又は書類に代表して署名した法人が自国の法令の下で組織され、かつ、その法人が自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所のいずれかを有する場合には、自筆の署名に代えて印影を使用するよう要求することができる。
- (4) 「電磁的形態又は電子的な送付手段によって提出される書類における図的表示された署名」
締約国は、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める場合において、自国の官庁が受理した時に(3)の規定に基づいて当該締約国が認める署名の図的表示が当該書類上に現れているときは、当該書類を署名されたものとする。
- (5) 「電磁的形態によって提出される書類における図的表示されない署名」

(a) 締約国は、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める場合において、自国の官庁が受理した時に(3)の規定に基づいて当該締約国が認める署名の図的表示が当該書類上に現れていないときは、当該締約国が定める電磁的形態により当該書類に署名するよう要求することができる。

(b) (a)の規定に関わらず、締約国が特定の言語において電磁的形態による書類の提出を認め、かつ、当該言語における書類における図的表示されない電磁的形態による署名に関し、特許協力条約に基づき当該締約国により適用される要件がある場合には、当該締約国の官庁は、それらの要件に従って電磁的形態による署名を認める。

(c) 第八規則(2)(b)の規定は、電磁的形態により提出される書類における図的表示されない署名について準用する。

(6) 「第八条(4)(b)に規定する署名の認証の例外」

締約国は、(5)に規定する署名が、電磁的形態による署名を認証する方法であって、当該締約国が指定するものによって確認されることを要求することができる。

第十規則 第八条(5)、(6)及び(8)の規定に基づき表示する事項に関する細目

- (1) 「第八条(5)の規定に基づき表示する事項」
 - (a) 締約国は、書類において次の事項を表示するよう要求することができる。
 - (i) 出願人、権利者その他の関係する者の氏名又は名称及び住所
 - (ii) 当該書類に係る出願又は特許の番号
 - (iii) 出願人、権利者その他の関係する者が官庁に登録されている場合には、当該登録に基づく番号その他の表示
 - (b) 締約国は、自国の官庁に対する手続のために代理人が当該官庁に提出する書類において次の事項を表示するよう要求することができる。
 - (i) 当該代理人の氏名又は名称及び住所
 - (ii) 当該代理人の行為の根拠となる委任状又はその他の当該代理人を選任する若しくは以前に選任した書類についての言及
 - (iii) 当該代理人が当該官庁に登録されている場合には、当該登録に基づく番号その他の表示
- (2) 「通信のための宛先及び法的業務のための宛先」

締約国は、第八条(6)(i)に規定する通信のための宛先及び同条(6)(ii)に規定する法的業務のための宛先について、当該締約国が定める領域内に設けるよう要求することができる。

(3) 「代理人が選任されていない場合の宛先」

締約国は、代理人が選任されていない場合であつて、出願人、権利者その他の関係する者が自己の宛先として(2)の規定に基づき当該締約国が定める領域内の宛先を提出したときは、その宛先を当該締約国が要求する第八条(6)(i)に規定する通信のための宛先又は同条(6)(ii)に規定する法的業務のための宛先とする。ただし、当該出願人、権利者その他の関係する者が同条(6)に規定するその他の宛先を明記する場合は、この限りでない。

(4) 「代理人が選任されている場合の宛先」

締約国は、代理人が選任されている場合には、代理人の宛先を当該締約国が要求する第八条(6)(i)に規定する通信のための宛先又は同条(6)(ii)に規定する法的業務のための宛先とする。ただし、出願人、権利者その他の関係する者が同条(6)に規定するその他の宛先を明記する場合は、この限りでない。

(5) 「第八条(8)に規定する要件を満たしていない場合の制裁」

いかなる締約国も、(1)(a)(iii)及び(b)(iii)に定める登録番号又はその他の表示を提出する要件を満たさなかつたことを理由として、出願を却下することを定めることはできない。

第十一規則 第八条(7)及び(8)に規定する書類に関する期間

(1) 「第八条(7)及び(8)に規定する期間」

第八条(7)及び(8)に規定する期間は、(2)の規定に従うことを条件として、第八条(7)に規定する通知の日から二箇月以上とする。

(2) 「第八条(8)に規定する期間の例外」

第八条(8)に規定する期間は、官庁が出願人、権利者又はその他の利害関係人と連絡することを可能とする表示が提出されなかつたことを理由として、第八条(7)に規定する通知が行われなかつた場合には、第八条(7)に規定する書類を官庁が受理した日から三箇月以上とする。

第十二規則 第十一条に規定する期間に関する救済に関する細目

(1) 「第十一条(1)に規定する要件」

(a) 締約国は、第十一条(1)に規定する申請において次の事項を表示するよう要求することができる。

- (i) 出願人又は権利者による署名
 - (ii) 期間の延長を申請する旨及び当該期間の特定
 - (b) 締約国は、期間の延長の申請が期間の満了後に提出される場合には、関係する行為のための期間に
関して適用する全ての要件を申請の提出と同時に満たすよう要求することができる。
- (2) 「第十一条(1)に規定する申請の期間及び延長する期間」
- (a) 第十一条(1)に規定する延長する期間は、延長されていない期間の満了の日から二箇月以上とする。
 - (b) 第十一条(1)(ii)に規定する申請の期間は、延長されていない期間満了の日から二箇月以上の期間に満了するものとする。
- (3) 「第十一条(2)(i)に規定する要件」
- 締約国は、第十一条(2)に規定する申請において次の事項を表示するよう要求することができる。
- (i) 出願人又は権利者による署名
 - (ii) 期間を遵守しなかったことに関して救済を申請する旨及び当該期間の特定
- (4) 「第十一条(2)(ii)に規定する申請を行うための期間」

第十一条(2)(ii)に規定する期間は、出願人又は権利者が官庁が設定する期間を遵守しなかった旨の当該官庁による通知の後二箇月以上の期間に満了する。

(5) 「第十一条(3)に規定する例外」

(a) いかなる締約国も、第十一条(1)又は(2)の規定に基づき次の救済を与えることを要求されない。

(i) 第十一条(1)又は(2)の規定に基づき既に与えられている救済のための期間に関する二回目又はその後の救済

(ii) 第十一条(1)若しくは(2)に規定する救済の申請の提出又は第十二条(1)に規定する回復の申請の提出のための救済

(iii) 特許の存続のための料金の支払の期間に関する救済

(iv) 第十三条(1)から(3)までに規定する期間に関する救済

(v) 審判部その他の官庁の枠内において設置された再審組織に対する行為のための期間に関する救済

(vi) 当事者間手続における行為のための期間に関する救済

(b) いかなる締約国も、自国の官庁に対する手続の全ての要件を満たすための期間の長さの限度を定め

る場合には、その期間の長さの限度を超えて、第十一条(1)又は(2)の規定に基づき、それらの要件に関する当該手続上の行為のための期間に関する救済を与えることを要求されない。

第十三規則 第十二条に規定する相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復に関する細目

(1) 「第十二条(1)(i)に規定する要件」

締約国は、第十二条(1)(i)に規定する申請に出願人又は権利者が署名するよう要求することができる。

(2) 「第十二条(1)(ii)に規定する期間」

第十二条(1)(ii)に規定する申請を提出するため及び要件を満たすための期間は、次のいずれかのうち早く満了するものとする。

(i) 当該行為のための期間を遵守しなかった理由がなくなった日から二箇月以上の期間

(ii) 当該行為のための期間の満了の日から十二箇月以上の期間又は特許の存続のための料金の支払の延滞に係る申請の場合にはパリ条約第五条の二に規定する猶予期間の満了の日から十二箇月の期間

(3) 「第十二条(2)に規定する例外」

第十二条(2)に規定する例外は、次の期間を遵守しなかったこととする。

- (i) 審判部その他の官庁の枠内において設置された再審組織に対する行為のための期間
- (ii) 第十一条(1)若しくは(2)に規定する救済の申請又は第十二条(1)に規定する回復の申請をするための

期間

- (iii) 第十三条(1)から(3)までに規定する期間

- (iv) 当事者間手続における行為のための期間

第十四規則 第十三条に規定する優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復に関する細目

- (1) 「第十三条(1)に規定する例外」

いかなる締約国も、出願人が早期の公開又は迅速な処理の申請を行った後に第十三条(1)(i)に規定する申請を受理した場合には、同条(1)に規定する優先権の主張の訂正又は追加を定める義務を負わない。ただし、早期の公開又は迅速な処理の申請が当該出願の公開の技術的な準備が完了する前に取り下げられた場合は、この限りではない。

- (2) 「第十三条(1)(i)に規定する要件」

締約国は、第十三条(1)(i)に規定する申請において出願人が署名するよう要求することができる。

(3) 「第十三条(1)(ii)に規定する期間」

第十三条(1)(ii)に規定する期間は、特許協力条約に基づき適用する国際出願をした後に優先権を主張するための期間より短くてはならない。

(4) 「第十三条(2)に規定する期間」

(a) 第十三条(2)の柱書に規定する期間は、優先期間が満了した日から二箇月以上の期間で満了するものとする。

(b) 第十三条(2)(ii)に規定する期間は、(a)の規定に基づき適用する期間又は後の出願の公開の技術的な準備が完了する時のいずれか早い満了の時までとする。

(5) 「第十三条(2)(i)に規定する要件」

締約国は、第十三条(2)(i)に規定する申請において次のことを要求することができる。

(i) 出願人が署名すること。

(ii) 出願において先の出願に基づく優先権が主張されていない場合には、優先権の主張を伴うこと。

(6) 「第十三条(3)に規定する要件」

(a) 締約国は、第十三条(3)(i)に規定する申請において次の事項を表示するよう要求することができる。

(i) 出願人による署名

(ii) 先の出願の写しの申請を行った官庁及びその申請の日

(b) 締約国は、次のことを要求することができる。

(i) 第十三条(3)に規定する申請を裏付ける宣言書その他の証拠を自国の官庁が設定する期間内に当該官庁に提出すること。

(ii) 第十三条(3)(iv)に規定する先の出願の写しを先の出願がされた官庁により提供された日から一箇月以上の期間内に官庁に提出すること。

(7) 「第十三条(3)(iii)に規定する期間」

第十三条(3)(iii)に規定する期間は、第四規則(1)に規定する期間の満了の二箇月前に満了するものとする。

第十五規則 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請

(1) 「申請」

出願人又は権利者である者には変更はないが、出願人又は権利者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合には、締約国は、変更を記録するための申請が、出願人又は権利者によつて署名され、かつ、次の事項を記載した書類によつて行われることを認める。

- (i) 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請である旨の表示
- (ii) 関係する出願又は特許の番号
- (iii) 記録すべき変更
- (iv) 変更前の出願人又は権利者の氏名又は名称及び住所

(2) 「料金」

締約国は、(1)に規定する申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(3) 「一の申請」

(a) 変更を記録するための申請は、当該変更が出願人又は権利者の氏名若しくは名称及び住所の双方に係るものであつても、一の申請で求めることができる。

(b) 変更を記録するための申請は、当該変更が一の者の二以上の出願又は特許に係るもの又は一の者の二以上の出願及び二以上の特許に係るものであっても、一の申請で求めることができる。ただし、全ての関係する出願及び特許の番号が当該申請において表示されている場合に限る。締約国は、その一の申請が書面又は官庁が認めるその他の方法により提出される場合には、当該申請に係る各出願及び特許について別個の写しをそれぞれ提出するよう要求することができる。

(4) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が申請において表示された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、限って、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)に規定する申請に關し、(1)から(4)までに定める要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。特に、変更に関する証明書の提出については、要求することができない。

(6) 「通知」

(1)から(4)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合には、当該締約国の官庁は出願人又は権利者に通知し、通知の日から二箇月以上の期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(7) 「要件を満たしていない場合」

(a) 締約国は、(1)から(4)までの規定に基づき当該締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが(b)に規定する期間内に満たされていない場合には、その申請を却下することを定めることができる。ただし、これよりも厳しい制裁を適用することができない。

(b) (a)に規定する期間は、次のとおりとする。

(i) (ii)の規定に従うことを条件として、(6)に規定する通知の日から二箇月以上

(ii) 官庁が(1)に規定する申請を行った者に連絡することを可能とする表示が提出されなかった場合には、当該官庁がその申請を受理した日から二箇月以上

(8) 「代理人の氏名若しくは名称又は住所又は通信のための宛先若しくは法的業務のための宛先の変更」

(1)から(7)までの規定は、代理人の氏名若しくは名称又は住所の変更及び通信のための宛先又は法的業

務のための宛先の変更について準用する。

第十六規則 出願人又は権利者の変更を記録するための申請

(1) 「出願人又は権利者の変更を記録するための申請」

(a) 出願人又は権利者である者に変更があった場合には、締約国は、変更を記録するための申請が、出願人若しくは権利者、又は新出願人若しくは新権利者によって署名され、かつ、次の事項を記載した書類によって行われることを認める。

- (i) 出願人又は権利者の変更を記録するための申請である旨の表示
- (ii) 関係する出願又は特許の番号
- (iii) 出願人又は権利者の氏名又は名称及び住所
- (iv) 新出願人又は新権利者の氏名又は名称及び住所
- (v) 出願人又は権利者の変更の日
- (vi) 新出願人又は新権利者がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、新出願人又は新権利者がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び新出願人又は新権利者がいずれかの国

に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称

(vii) 申請された変更の根拠

(b) 締約国は、申請において次の事項を表示するよう要求することができる。

(i) 当該申請において表示された情報が真正かつ正確である旨の陳述

(ii) 当該締約国の政府の利益に関する情報

(2) 「出願人又は権利者の変更の根拠となる文書」

(a) 出願人又は権利者の変更が契約によるものである場合には、締約国は、申請に、申請人の選択により次のいずれかのものを添付すること及び、登録が関係法令に基づき強制的であるときは、契約の登録に関する情報を表示することを要求することができる。

(i) 契約書の写し。当該写しについては、申請人の選択により、公証人その他の権限のある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する代理人が当該契約書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(ii) 契約書における当該変更を表示する部分の抄本。当該抄本については、申請人の選択により、公

証人その他の権限のある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する代理人が当該契約書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

(iii) 譲渡証明書に関するモデル国際様式で定める内容で作成され、かつ、出願人及び新出願人の双方又は権利者及び新権利者の双方が署名した契約による権利の譲渡証明書であつて、認証されていないもの

(b) 出願人又は権利者の変更が合併又は法人の再編若しくは分割によるものである場合には、締約国は、申請に、権限のある当局が発行する合併又は法人の再編又は分割を証明する文書の写し（たとえば、商業登記簿の抄本の写し）を添付するよう要求することができる。当該写しについては、申請人の選択により、当該文書を発行した当局若しくは公証人その他の権限のある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する代理人が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(c) 出願人又は権利者の変更が契約、合併又は法人の再編若しくは分割によるものでなく、法令の実

施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請に、当該変更を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、申請人の選択により、当該文書を発行した当局若しくは公証人その他の権限のある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する代理人が当該書類の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(d) 変更が一部の共同出願人又は共同権利者に係るものであるが全部の共同出願人又は共同権利者に係るものでない場合には、締約国は、変更に関係しない共同出願人又は共同権利者に関して、共同出願人又は共同権利者の当該変更に対する同意の証明を当該締約国の官庁に提出するよう要求することができる。

(3) 「翻訳文」

締約国は、(2)の規定に基づき提出された文書が自国の官庁が認める言語で作成されていない場合には、翻訳文を要求することができる。

(4) 「料金」

締約国は、(1)に規定する申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5) 「一の申請」

変更を記録するための申請は、当該変更が一の者の二以上の出願若しくは特許又は一の者の一又は二以上の出願及び一又は二以上の特許に係るものであっても、一の申請で求めることができる。ただし、出願人又は権利者の変更が全ての関係する出願及び特許において同一であり、かつ、全ての関係する出願及び特許の番号が当該申請において表示されている場合に限る。締約国は、その一の申請が書面又は当該締約国の官庁が認めるその他の方法により提出される場合には、当該申請に係る各出願及び特許について別個の写しをそれぞれ提出するよう要求することができる。

(6) 「証拠」

締約国は、自国の官庁がこの規則に規定する申請又は文書において表示された事項の真実性又は(3)に規定する翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、証拠又は(2)の規定に該当するときには追加的な証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(7) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、この規則に規定する申請に関し、(1)から(6)までに定める要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

(8) 「通知及び要件を満たしていない場合」

(1)から(5)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合又は(6)により証拠若しくは追加的な証拠が要求されている場合には、第十五規則(6)及び(7)の規定を準用する。

(9) 「発明者の要件についての適用除外」

締約国は、発明者の変更について、この規則を適用しないことができる。発明者に係る要件は、関係法令に従って定める。

第十七規則 実施権又は担保権を記録するための申請

(1) 「実施権を記録するための申請」

(a) 関係法令に基づき出願又は特許に関する実施権を記録することができる場合には、締約国は、その実施権を記録するための申請が、実施許諾者又は実施権者によって署名され、かつ、次の事項を記載し

た書類によって行われることを認める。

- (i) 実施権を記録するための申請である旨の表示
 - (ii) 関係する出願又は特許の番号
 - (iii) 実施許諾者の氏名又は名称及び住所
 - (iv) 実施権者の氏名又は名称及び住所
 - (v) 排他的な実施権又は非排他的な実施権のいずれかの表示
 - (vi) 実施権者がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、実施権者がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び実施権者がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
- (b) 締約国は、申請において次の事項を表示するよう要求することができる。
- (i) 当該申請において表示された情報が真正かつ正確である旨の陳述
 - (ii) 当該締約国の政府の利益に関する情報
 - (iii) 登録が関係法令に基づき強制的である場合には、実施権の登録に関する情報

(iv) 実施権の許諾の日及びその期間

(2) 「実施権の根拠となる文書」

(a) 実施権が自由に締結された合意によるものである場合には、締約国は、申請に、申請人の選択により次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i) 合意書の写し。当該写しについては、申請人の選択により、公証人その他の権限ある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する代理人が当該合意書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(ii) 合意書における実施権の対象となる権利及びその範囲を表示する部分で構成する抄本。当該抄本については、申請当事者の選択により、公証人その他の権限のある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する代理人が当該合意書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

(b) 実施権が自由に締結した合意によるものである場合には、締約国は、合意の当事者でない出願人、権利者、排他的な実施権者、共同出願人、共同権利者又は共同の排他的な実施権者が当該締約国の官

庁への書類において当該合意の記録に同意を与えるよう要求することができる。

- (c) 実施権が自由に締結した合意によるものでなく、法令の実施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請に、当該実施権を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、申請人の選択により、当該文書を発行した当局若しくは公証人その他の権限のある公の当局又は関係法令に基づき認められる場合には当該締約国の官庁に対して業として手続をとる権能を有する代理人が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(3) 「翻訳文」

締約国は、(2)の規定に基づき提出された文書が自国の官庁が認める言語で作成されていない場合には、翻訳文を要求することができる。

(4) 「料金」

締約国は、(1)に規定する申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5) 「一の申請」

第十六規則(5)の規定は、実施権を記録するための申請に準用する。

(6) 「証拠」

第十六規則(6)の規定は、実施権を記録するための申請に準用する。

(7) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)に規定する申請に關し、(1)から(6)までに規定する要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

(8) 「通知及び要件を満たしていない場合」

(1)から(5)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合又は(6)に規定する証拠若しくは追加的な証拠が要求されている場合には、第十五規則(6)及び(7)の規定を準用する。

(9) 「担保権を記録するための申請又は実施権若しくは担保権を記録することの取消しの申請」

(1)から(8)までの規定は、次の申請に準用する。

(i) 出願又は特許に関する担保権を記録するための申請

(ii) 出願又は特許に関する実施権又は担保権を記録することの取消しの申請

第十八規則 誤りの訂正の申請

(1) 「申請」

(a) 出願、特許又は官庁に提出された出願若しくは特許に関する申請が、調査又は実体についての審査に関連しない誤りであつて関係法令に基づき当該官庁が訂正することができるものを含む場合には、当該官庁は、当該官庁の記録及び公告における当該誤りの訂正の申請が、出願人又は権利者によつて署名され、かつ、次の事項を記載した書類によつて行われることを認める。

(i) 誤りの訂正を申請する旨の表示

(ii) 関係する出願又は特許の番号

(iii) 訂正すべき誤り

(iv) 記録すべき訂正

(v) 申請人の氏名又は名称及び住所

(b) 締約国は、申請において、訂正を表示した部分又は差替え部分又は(3)の規定が適用される場合には

当該申請に係る出願及び特許についてそれぞれ訂正を表示した部分又は差替え部分を添付するよう要求することができる。

(c) 締約国は、申請について善意に誤りがなされた旨の申請人の宣言を条件として要求することができる。

(d) 締約国は、申請について、誤りの発見の後、不当に遅延することなく提出された旨又は、締約国の選択により、故意に遅延することなく提出された旨の申請人の宣言を条件として要求することができる。

(2) 「料金」

(a) 締約国は、(b)の規定に従うことを条件として、(1)に規定する申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(b) 官庁は、職権により又は申請により無料で自己の誤りを訂正する。

(3) 「一の申請書」

第十六規則(5)の規定は、誤りの訂正の申請に準用する。ただし、誤り及びその訂正が全ての関係する

出願及び特許において同一である場合に限る。

(4) 「証拠」

締約国は、主張された誤りが現に誤りであるということについて又は誤りの訂正の申請において表示された事項若しくは誤りの訂正の申請に関連して提出された書類の真実性について自国の官庁が合理的な疑義を有する場合には、申請を裏付ける証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)に規定する申請に関する、(1)から(4)までに定める要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

(6) 「通知及び要件を満たしていない場合」

(1)から(3)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合又は(4)の規定により証拠が要求されている場合には、第十五規則(6)及び(7)の規定を準用する。

(7) 「適用除外」

(a) 締約国は、発明者の要件の変更について、この規則を適用しないことができる。発明者に係る要件

は、関係法令に従って定める。

(b) 締約国は、特許の再発行の手続により当該締約国において訂正されるべき誤りについて、この規則を適用しないことができる。

第十九規則 出願番号によらずに出願を特定する方法

(1) 「特定の方法」

出願番号によって出願を特定するよう要求されている場合において、出願番号が付されていないとき又は関係する者若しくはその代理人が出願番号を知らないときは、当該出願は、その者の選択により、次のいずれかのものが提出されたときに特定されたものとみなされる。

- (i) 官庁が与えた出願の仮の番号がある場合には、同番号
- (ii) 官庁に出願を送付した日付を表示した願書部分の写し
- (iii) 出願人又はその代理人が当該出願に付し、かつ、表示した参照のための番号並びに出願人の氏名又は名称及び住所、発明の名称及び官庁に出願を送付した日付

(2) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、出願番号が付与されていない場合又は関係する者若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、出願を特定するために、(1)に定める方法以外の方法により提供するように要求することができない。

第二十規則 モデル国際様式の作成

(1) 「モデル国際様式」

総会は、第十四条(1)(c)の規定に基づき、次のものについて第二十五条(1)に規定する各言語のモデル国際様式を作成する。

- (i) 委任状
- (ii) 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請
- (iii) 出願人又は権利者の変更を記録するための申請
- (iv) 譲渡証明書
- (v) 実施権を記録するための申請又は実施権を記録することの取消しの申請
- (vi) 担保権を記録するための申請又は担保権を記録することの取消しの申請

(vii) 誤りの訂正の申請

(2) 「第三規則(2)(i)に規定する変更」

総会は、第三規則(2)(i)の規定に基づき特許協力条約の願書様式の変更を設定する。

(3) 「国際事務局による提案」

国際事務局は、次の提案を総会へ提出する。

(i) (1)に規定するモデル国際様式の作成

(ii) (2)に規定する特許協力条約の願書様式の変更

第二十一規則 第十四条(3)に規定する全会一致の要件

次の規則の設定又は修正には、全会一致を必要とする。

(i) 第五条(1)(a)の規定に基づく規則

(ii) 第六条(1)(iii)の規定に基づく規則

(iii) 第六条(3)の規定に基づく規則

(iv) 第七条(2)(a)(iii)の規定に基づく規則

- (v) 第八規則(1)(a)
- (vi) この第二十一規則